

はじめに

スポーツは、区民一人ひとりが生涯を通じて、生きがいづくり、健康づくりを進めるためには欠かすことができません。地域、職場、学校などあらゆるところで行われているスポーツ活動を通じて、人と人がふれあい、心を通わせながら、ともに健康で明るい生活を営むうえで重要な役割を担っています。さらに、スポーツを通じて、地域の活性化やまちの魅力づくりにもつなげていくこともできます。

「スポーツは、世界共通の人類の文化である」

平成23年6月公布されたスポーツ基本法で新たに規定した前文は、この一文から始まります。さらに、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとスポーツ権が謳われています。

目黒区では、これまでの取り組みを活かしつつ、スポーツ基本法に基づく初めての「目黒区スポーツ推進計画」を策定しました。

本計画では、「スポーツで拓（ひら）く未来（あした）—豊かな健康ライフで、活力あるひと・まち“めぐろ”—」を基本理念に、「行うスポーツ」「みるスポーツ」「支えるスポーツ」という、人とスポーツの関わり方を柱に、それぞれについて基本目標を設定し、基本的な施策を具体化しました。

これらの取り組みにあたっては、区の取り組みだけでなく、区民やスポーツ関係団体、事業者等のみなさまの協力があって実現する施策も含まれております。今後とも、スポーツ振興にあたりまして、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたっては、学識経験者、スポーツ関係団体、青少年団体、区関係団体、学校関係者、公募区民の方々に構成する「目黒区スポーツ推進計画懇話会」の委員のみなさまから活発な議論と貴重なご意見をいただくとともに、パブリックコメントなどを通じて、区民のみなさまや区議会議員のみなさまからも貴重なご意見をいただきました。策定にご尽力いただきましたみなさまに、心よりお礼申し上げます。

平成28年3月

目黒区長

目次

第1章	計画の基本的事項	1
1	計画策定の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	1
4	本計画におけるスポーツ	2
第2章	目黒区の現状と課題	3
1	人口の推移と推計	3
2	スポーツ実施状況と課題	5
(1)	区民のスポーツ活動	5
(2)	子どものスポーツ活動	7
(3)	高齢者におけるスポーツ活動	9
(4)	障害者におけるスポーツ活動	10
3	スポーツ環境の現状と課題	11
(1)	区内のスポーツ施設	11
(2)	総合型地域スポーツクラブ	11
(3)	学校体育施設の地域開放	12
(4)	スポーツ指導者等	13
(5)	特定非営利活動法人(NPO)目黒体育協会	15
(6)	地域のスポーツ団体	15
(7)	スポーツに親しむきっかけとなるスポーツ事業	15
(8)	健康・体力づくりの相談事業	16
(9)	スポーツ振興のための取組体制	16
第3章	推進計画の概要	17
1	基本理念	17
2	計画策定にあたっての方針	17
3	基本目標	18
(1)	「行うスポーツ」について	18
(2)	「みるスポーツ」について	18
(3)	「支えるスポーツ」について	18
4	計画の体系	19
第4章	重点事業	20
第5章	施策別事業計画	21
基本施策 1	子どもがスポーツに親しむ機会の充実	21
(1)	子どもがスポーツに親しむ機会の充実	21

基本施策 2	区民のライフステージに応じたスポーツ活動の推進	23
	(1) 成人がスポーツに親しむ機会の充実	23
	(2) 高齢者がスポーツに親しむ機会の充実	24
基本施策 3	障害者がスポーツに親しむ機会の充実	26
	(1) 障害者がスポーツに親しむ機会の充実	26
基本施策 4	区民が主体的に参画し、コミュニティ形成につながる地域スポーツ環境の整備	27
	(1) 地域スポーツクラブの育成と活動支援	27
	(2) 多様な区民が参画できるスポーツイベントの企画	28
	(3) スポーツ指導者の発掘と育成	29
	(4) スポーツ関係団体や関連部局等との連携促進	29
基本施策 5	「みる」「支える」スポーツの推進	30
	(1) トップアスリートを招へいしたスポーツイベントやスポーツ教室の開催	30
	(2) 目黒区出身、区内在住在勤のトップアスリートに関する情報の提供	30
	(3) 障害者スポーツをみたり体験したりできる機会の提供	31
	(4) ボランティアの養成と活用	31
基本施策 6	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会への支援と地域活性化	32
	(1) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に関する積極的な情報提供と気運醸成	32
	(2) 広く区民を対象としたオリンピック・パラリンピック教育の展開	33
	(3) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした国際スポーツ交流の促進	33
基本施策 7	区民が気軽にスポーツができる環境の整備	34
	(1) 区立スポーツ施設の整備・充実	34
	(2) 区立スポーツ施設の効果的・効率的運営	34
	(3) 学校体育施設等近隣におけるスポーツの場の提供及び有効活用	35
	(4) 区民のスポーツに対するニーズや関わりの把握	35
	(5) 区内外のスポーツに関する情報の集約と発信	36

第6章 計画の推進体制

1	スポーツ、健康づくり推進体制	37
2	区民の主体的なスポーツとの関わりを促す環境の整備	37
3	区内高校・大学等、民間スポーツクラブ、実業団チームとの連携	37

資料編	1 「目黒区スポーツ推進計画」の策定経過	39
	2 第 44 回目黒区世論調査結果(スポーツの実施状況)	43
	3 平成 27 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果	54
	4 平成 27 年度 学校別部活動加入状況表	60
	5 平成 26 年度 施策別事業実績	61
	6 区立体育施設の概要	68
	7 スポーツができる身近な施設	69
	8 用語解説(本文中「太字※」で表示)	70
	9 スポーツ基本法	73

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的

区ではこれまで、**目黒区基本計画**^{*}（平成21年）に基づき、「豊かな人間性をはぐくむ文化の香り高いまち」の実現に向けてスポーツの振興に取り組んできました。

一方、スポーツに関するニーズの多様化、スポーツ団体の育成、障害者スポーツ、スポーツによる国際交流など、スポーツをめぐる状況が大きく変化し、その価値や社会的役割の重要性もさらに高まっています。

このような中で、国は「スポーツ振興法（昭和36年）」を50年ぶりに全面改正し、スポーツに関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務とスポーツ団体の努力などを明らかにした「**スポーツ基本法**^{*}（平成23年）」を制定しました。

このスポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」とされています。区は、スポーツの権利を踏まえ、スポーツを通じたコミュニケーションや**コミュニティ**^{*}づくりを促進し、区民が主体的に豊かなスポーツライフを創造できるよう、また、区政全体で関係団体と連携・協力し、総合的・計画的にスポーツ環境を整備するため、「目黒区スポーツ推進計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、スポーツ基本法第10条（地方スポーツ推進計画）の規定に基づく、目黒区のスポーツ推進に関する基本計画として位置付けます。

また、本計画は、区の長期計画として位置付けられている、目黒区基本計画の**補助計画**^{*}とし、区の関連計画との整合性を図った計画とします。

計画策定にあたり、国のスポーツ基本法、**スポーツ基本計画**^{*}（平成24年）、**東京都スポーツ推進計画**^{*}（平成25年）及び**東京都障害者スポーツ振興計画**^{*}（平成24年）等の趣旨を参考とします。

計画の具体化にあたっては、目黒区実施計画（平成27年）及び各年度の予算によるものとします。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成28年4月から平成38年3月までの10年間とします。

また、5年後を目途に施策の評価と再検討を行います。

4 本計画におけるスポーツ

平成23年、スポーツ振興法が全面改正されスポーツ基本法が施行されました。同法では「スポーツは、世界共通の人類の文化である」とされ、その心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、人格の形成、さらには人々や地域間の交流の促進に寄与するものとされています。また、スポーツ選手が人間の可能性の極限を追求する営みは、国民に夢と感動を伝え、活力を生み出すとともに、その舞台となるスポーツイベントにおける交流は、国際平和にも貢献するものと期待されています。

スポーツは、「レクリエーションな身体活動から高水準の競技に至る」（ヨーロッパ・みんなのスポーツ憲章：ヨーロッパスポーツ担当大臣会議1975、みんなのスポーツの政策のための原則に関する決議第41号：1976）とあり、ルールに則って勝敗や記録を競う身体的技量の競争という活動だけでなく、健康や楽しみを求めて自発的に行われる多種多様な運動を含む意図的な身体活動として捉えています。

また、スポーツは、人との関わりにおいても多様化しています。これまでは、自らが実践する「行うスポーツ」の推進が大きな柱となってきましたが、近年では多様な機会や媒体を通してスポーツを観戦するといった「みるスポーツ」、そしてスポーツ活動の指導やスポーツイベントのボランティア、あるいはスポーツ団体の運営や支援等の「支えるスポーツ」といった関わりにも社会的な関心が寄せられています。

本計画では、このようなスポーツに対する社会的認識やスポーツが置かれている状況の変化を考慮し、競技としてのスポーツとともに、健康づくりのためのウォーキングや体操、自然に親しむハイキング、**介護予防***やリハビリテーションを意図した運動など、目的を持った身体活動全てをスポーツとして捉え、多様化する人とスポーツとの関わりの推進を目指します。

注1) 本計画における「障害者」について

本計画では、障害者基本法に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害がある人で障害や社会的障壁（生活を送る上で障壁となるような事物、制度、慣行、観念など）により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を定義し「障害者」と標記します。

注2) 「区立体育施設」と「区立スポーツ施設」について

本計画では、目黒区立体育施設条例にて定める施設（駒場体育館、目黒区民センター体育館、碑文谷体育館、中央体育館、八雲体育館、砧野球場・砧サッカー場など）を「区立体育施設」と標記します。また、区立小・中学校の体育館、校庭や区有施設のレクリエーションホール等、スポーツの目的で利用できる区立施設全てを「区立スポーツ施設」と標記します。

障害者スポーツ：一般的に「障害者スポーツ」という言い方をするが、障害者のための特別なスポーツがあるわけではない。障害のない人を基準に行われているスポーツの方法や場面をそのまま適用することが“困難である”“危険である”“障害を悪化させるおそれがある”などにより、競技規則や用具を一部変更し、改良することで、安全に楽しくかつ公平に行うことができるよう、障害の状況に合わせて行っている実態を広く「障害者スポーツ」という。

（出典：（公財）日本障がい者スポーツ協会）

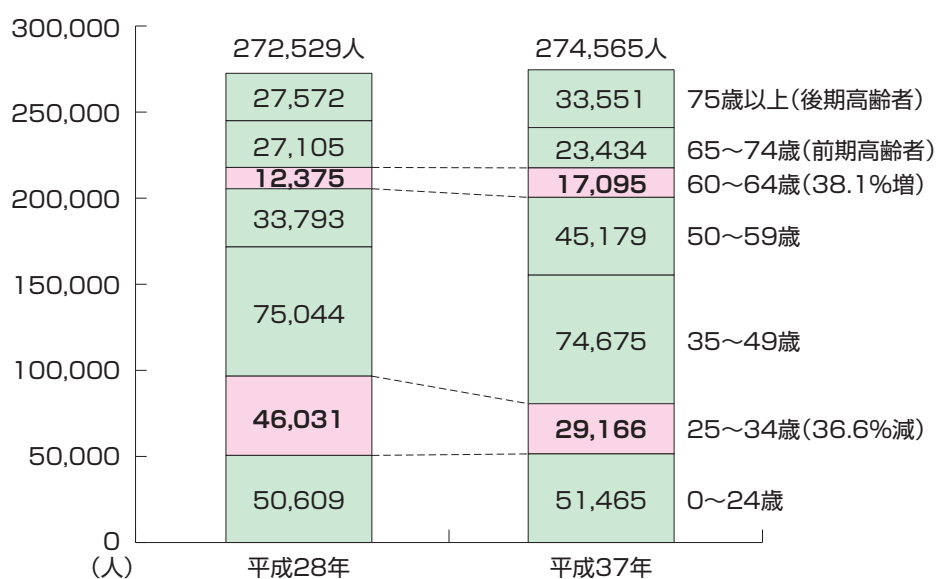
第2章 目黒区の現状と課題

1 人口の推移と推計

区の人口推移で推計すると、計画初年時である平成28年は272,529人、10年後の平成37年では274,565人としており、総人口では大きな変化はないと推計しています。しかし、年齢別の推移を見ると、25歳～34歳の人口が他の年代より大きく減少し、60歳～64歳の人口が高齢者といわれる年代よりも大きく増加すると推測されます。

また、区の平成22年の平均寿命は、都内62区市町村の中でも、女性が2位(87.7歳)、男性は3位(81.5歳)と長寿であることから、今後も高齢者の健康・体力の維持を促す取り組みを行う必要があります。

図表1 人口の推移



(目黒区人口ビジョンによる)

図表2 年代別の人口推移

(単位：人)

	0～24歳	25～34歳	35～49歳	50～59歳	60～64歳	65～74歳	75歳以上	総数
平成28年	50,609	46,031	75,044	33,793	12,375	27,105	27,572	272,529
平成37年	51,465	29,166	74,675	45,179	17,095	23,434	33,551	274,565

(目黒区人口ビジョンによる)

平成 27 年 7 月末現在では、身体障害者手帳の交付者数は 5,885 人、愛の手帳の交付者数は 1,105 人、平成 26 年度末の精神障害者保健福祉手帳の受付者数は 605 人となっています。

図表 3 手帳交付者数

(単位：人)

年度	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者 保健福祉手帳	目黒区の健康福祉（平成 27 年度版）による。なお、27 年度は、7 月末現在の数値を新たに追加した。 身体障害者手帳・愛の手帳は、各年度 7 月末現在。 精神障害者保健福祉手帳は、各年度末時点のため記載なし。 2 年更新。
23 年度	5,763	980	549	
24 年度	5,847	981	586	
25 年度	5,907	1,011	606	
26 年度	5,975	1,052	605	
27 年度	5,885	1,105	—	



一般公開
(障がいをもつかたのスポーツ広場)

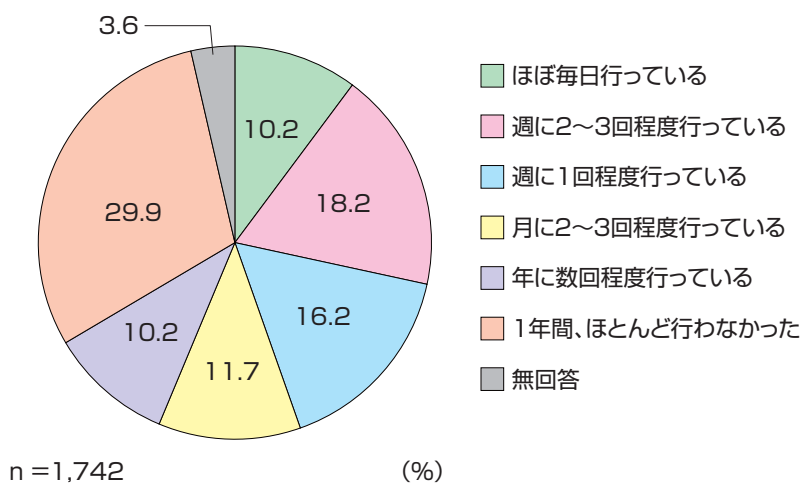


2 スポーツ実施状況と課題

(1) 区民のスポーツ活動

第44回目黒区世論調査(平成26年)では、1年間に1回30分以上の運動やスポーツを行った人は66.5%と、平成21年度の調査を比較して1ポイント増加しました。また、ほぼ毎日行っているが10.2%、週に2~3回程度が18.2%、週に1回程度が16.2%であり、週1回以上行った人は、あわせて44.6%でした。一方、1年間ほとんど行わなかった人が29.9%となっています。

図表1 運動やスポーツの実施状況(全体)



(第44回目黒区世論調査による)

文部科学省の平成25年度体力・スポーツに関する世論調査(全国)では、1年間に1回以上運動やスポーツを行った人は80.9%であり、1年間運動やスポーツをしなかった人は19.1%でした。また、週に3回以上運動やスポーツを行った人は30.1%、週に1~2回が28.6%となっています。

「1年間に運動やスポーツをしなかった人」の文部科学省と区の調査結果を比較すると、全国の調査結果を10.8ポイントも下回っています。

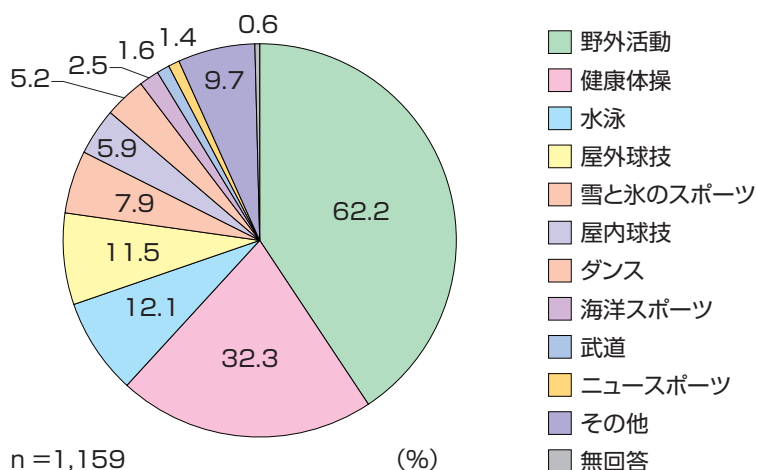
このため、運動やスポーツをまったくしない人の割合を減らしていくことが今後の課題となります。さらに、成人の週1回以上、運動やスポーツを実施する割合では、全国調査結果より14.1ポイント下回っており、スポーツ実施率を上げていくことが課題となっています。

第44回目黒区世論調査を男女の性・年齢別に見ると、1年間に運動やスポーツを行わなかった人は、女性が男性より10ポイント高くなっており、週1回以上のスポーツ実施率では、女性は50代以外は全て男性より下回っています。また、男性、女性とも20代と30代の週1回のスポーツ実施率は全体平均より下回っています。

一方、運動やスポーツを行う目的は、健康や体力の維持・増進が73.8%(平成21年第41回目黒区世論調査)と最も高い一方、上達する楽しさや競い合う楽しさを期待する人は11.6%となっています。

実際に行われている運動やスポーツも、野外活動(ウォーキング、ジョギング、登山、サイクリング、ゴルフなど)が62.2%、健康体操(ラジオ体操、音楽体操、エアロビクス、ヨガ、太極拳など)が32.3%(平成26年第44回目黒区世論調査)となっています。

図表2 現在行っている運動・スポーツ(全体)



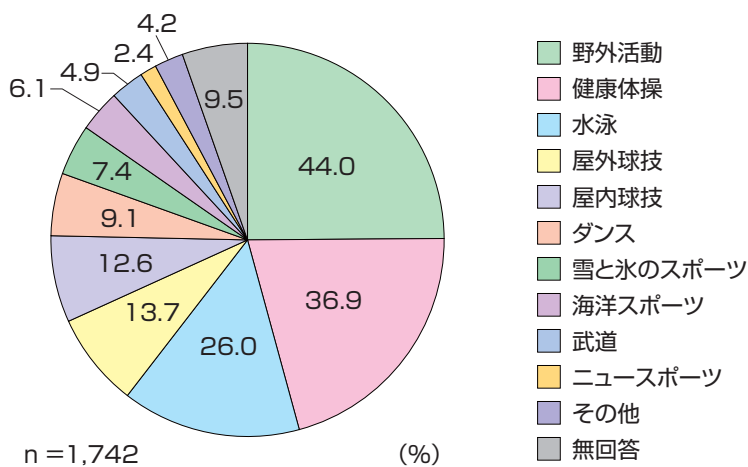
野外活動	健康体操	水泳	屋外球技	雪と氷のスポーツ	屋内球技	ダンス	海洋スポーツ	武道	ニュースポーツ	その他	無回答
62.2	32.3	12.1	11.5	7.9	5.9	5.2	2.5	1.6	1.4	9.7	0.6

〔第44回目黒区世論調査による〕

今後行いたい運動やスポーツも、野外活動 44.0%、健康体操 36.9% であり、また、水泳（水中ウォーキング、水中エアロビクスを含む）を希望する人が 26.0% であるとともに、屋外球技（野球、ソフトボール、サッカー、テニスなど）13.7%、屋内球技（バレーボール、卓球、バドミントンなど）12.6% でした。

このように、実際に行われている運動やスポーツが継続的に実施できるよう、また、子育て世代や働き盛り世代の運動やスポーツへの参加を促進するためには、より区民のニーズにあった運動やスポーツ活動の場や機会の確保が必要となっています。

図表3 今後行いたい運動・スポーツ(全体)



野外活動	健康体操	水泳	屋外球技	屋内球技	ダンス	雪と氷のスポーツ	海洋スポーツ	武道	ニュースポーツ	その他	無回答
44.0	36.9	26.0	13.7	12.6	9.1	7.4	6.1	4.9	2.4	4.2	9.5

〔第44回目黒区世論調査による〕

(2) 子どものスポーツ活動

目黒区の子どもの体力の現状としては、区立小・中学校にて毎年実施している「東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査（東京都統一体力テスト）」によると、小学校と中学校では調査項目が異なるため、小学校と中学校との数値は、単純に比較はできませんが、都の平均値との比較においては、平成 27 年度の結果では、体力合計点の平均値は、小学校 2 年生・中学校 2 年生の女子を除き、東京都の平均値より高く、推移では、小学校 5 年生と中学校 2 年生の男子が、平成 20 年度から東京都の平均値を上回る状況です。一方で、調査項目のうちソフト（ハンド）ボール投げは、中学校の全学年の男子、女子ともに東京都の平均値より下回る結果となっています。

生活・運動習慣等調査結果においては、小学生、中学生ともに休み時間の運動実施率が概ね高く、特に放課後の時間に運動をしている割合と休日の運動状況も高くなっています。運動部・地域のスポーツクラブ加入率は、中学校の男子、女子ともに東京都の平均よりも高い、もしくは同等の状況です。また、運動実施状況では、平日の始業前は小学校男子が女子を、中学校では、女子が男子を上回っています。中休み、昼休み、放課後、下校後については、放課後の小学校 2 年生と中学校 2 年生、下校後の小学校 5 年生以外の全てが、休日では、全学年において男子が女子を上回っています。さらに、運動部・地域のスポーツクラブ加入率においても、男子と女子に差が見られました。

文部科学省が公表した、「平成 26 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（学校の体育の授業は除く）」の結果では、1 週間の総運動時間では、中学校で運動する生徒としない生徒の二極化が見られました。また、女子については、小学校で 13.4%、中学校で 21.8% の児童・生徒が 1 週間の総運動時間が 60 分未満となっています。

また、同調査結果では、運動部活動に所属していない生徒が運動部活動に参加してみたいと思う条件では、男女ともに回答が多かったのは、「好きな・興味のある種目を行うことができる」「自分のペースで行うことができる」「友達と楽しめる」でした。男女の回答を比較すると、女子で特に「友達と楽しめる」が多い状況です。

子どもの時期に運動・スポーツに親しみ身体活動の基礎を養うことは、心身の健全な発達・成長を促し、より豊かで充実した生活を送る上で大変重要なことです。しかしながら、文部科学省が昭和 39 年から実施している「体力・運動能力の調査」の結果から、近年、子どもの体力の低下傾向に概ね歯止めがかかっているものの、スポーツ基本計画（文部科学省平成 24 年）で政策目標としている昭和 60 年頃と比較すると、依然として低い状況にあります。この原因としては、生活様式の変化により日常生活において身体を動かす機会が減少したことや、空き地や生活道路といった子どもにとって手軽な遊び場の減少、テレビゲームなど体を動かさない遊びが広まったことなどが考えられています。

区では、児童・生徒の体力・運動能力、運動習慣等が東京都の平均値より概ね高い傾向にあることから、より児童・生徒の現状や課題に対応した体力向上策の取り組みを継続し、望ましい体力と運動習慣の維持を行います。また、女子の運動実施状況が低いことから、運動やスポーツへの関心や意欲を高めながら、運動習慣の日常化を図るための取り組みを行う必要があります。

図表4 体力合計点(男子、女子別、東京都比較)

(平均値)

			小学校						中学校		
			1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
男子	点	目黒区	29.3	37.0	44.6	50.1	55.2	60.7	32.9	41.1	50.1
		東京都	28.9	36.5	43.0	48.8	54.3	59.9	32.0	40.1	47.1
		東京都 (平成17年度)	27.6	34.5	41.2	47.4	52.4	57.2	29.9	37.7	44.9
女子	点	目黒区	29.4	36.5	43.9	50.3	55.9	61.3	43.5	47.4	51.2
		東京都	28.9	36.6	43.4	49.6	55.5	60.7	42.0	47.5	49.8
		東京都 (平成17年度)	27.5	34.8	41.0	47.3	52.3	57.4	38.3	44.0	46.3

(平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査(東京都統一体力テスト)結果による)
 ※ は東京都の平均値を上回るもの。

図表5 運動部・地域のスポーツクラブ加入率

(単位:%)

	小学校						中学校		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
男子	61.3	73.9	77.8	81.3	73.5	59.9	77.0	78.6	76.8
女子	39.9	49.5	58.7	57.5	44.7	38.8	54.9	60.2	59.2
差	21.4	24.4	19.1	23.8	28.8	21.1	22.1	18.4	17.6

(平成27年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査(東京都統一体力テスト)結果による)

図表6 平成27年度 学校別部活動加入状況表

平成27年6月30日現在

	生徒数	部活加入数	運動部 加入人数	文化部 加入人数	加入率 (%)	運動部 加入率(%)	文化部 加入率(%)
第一中学校	149	135	87	48	90	58	32
第七中学校	235	201	139	62	85	59	26
第八中学校	265	251	179	72	94	67	27
第九中学校	197	151	109	42	76	55	21
第十中学校	323	305	236	69	94	73	21
第十一中学校	224	193	144	49	86	64	21
東山中学校	456	437	320	117	95	70	25
目黒中央中学校	537	490	285	205	91	53	38
大鳥中学校	362	343	263	80	94	72	22
計	2,748	2,506	1,762	744	91	64	27

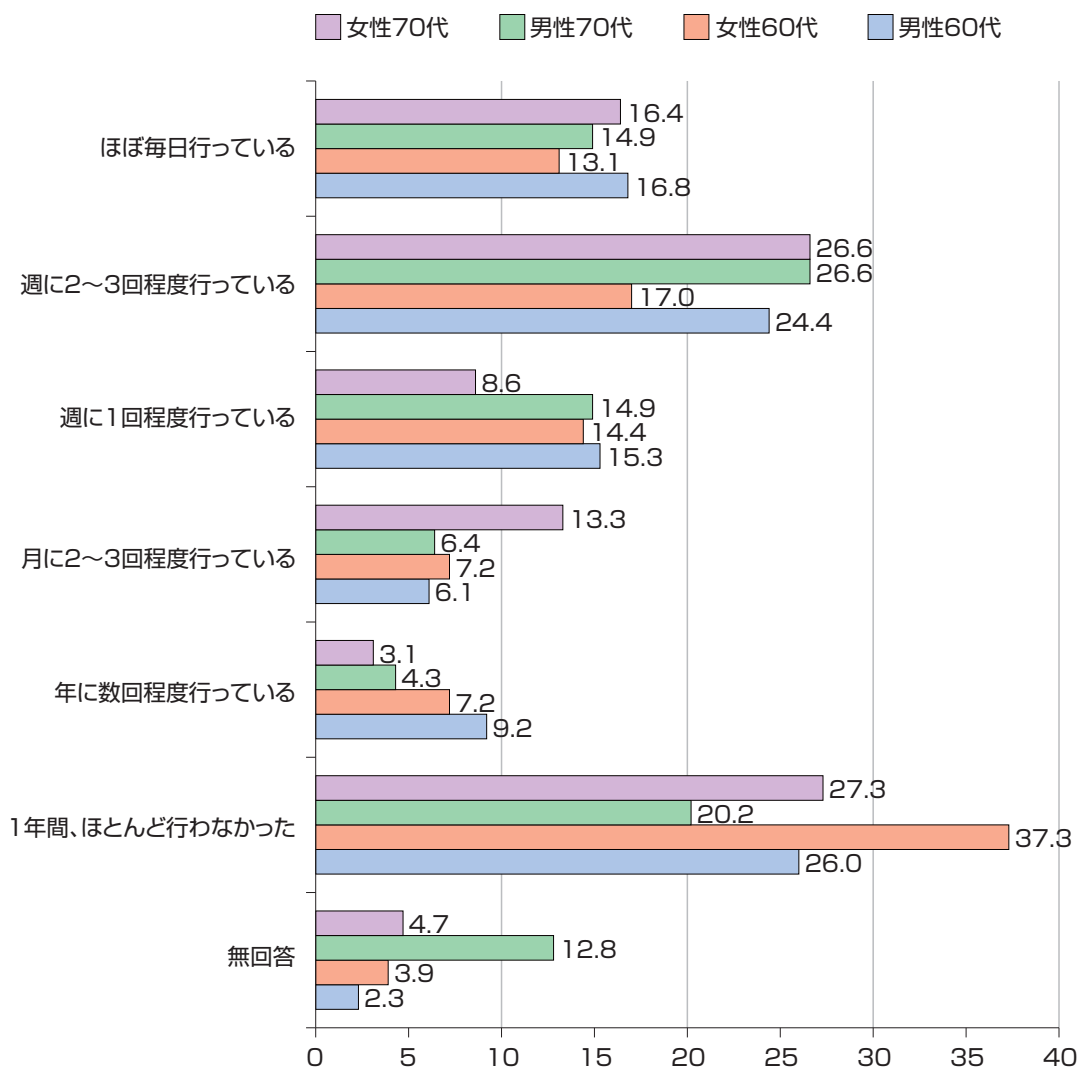
(平成27年度 部活動実施状況調査結果による)

(3) 高齢者におけるスポーツ活動

高齢者の運動やスポーツの実施状況を見ると、週1回以上のスポーツ実施率は、男性は60代で56.5%、70代で56.4%、女性は60代で44.5%、70代で51.6%であり、女性のスポーツ実施率が低い状況となっています。また、女性60代では、1年間、運動やスポーツをほとんど行わなかった人が3割を超えるなど、スポーツをする人とならない人の二極化の傾向がみられます。

高齢者の健康を目的とした運動やスポーツ活動への取り組みは、健康の維持・増進を図るとともに、様々な人との交流や地域のコミュニケーションの機会を得ることができ、社会参加の促進につながります。また、**生活習慣病***や介護予防という観点からの取り組みも重要となっています。

図表7 性・年代別実施状況(60代・70代)



(第44回目黒区世論調査による)

(4) 障害者におけるスポーツ活動

スポーツ基本法第2条5では、「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と示されています。区として本格的に障害者のスポーツ活動を推進するためには、障害者が地域の身近な場所でスポーツができる場の確保やその活動を支える指導者等の育成、障害の種別や程度に応じたきめ細やかな配慮などに取り組むことが必要です。

区における障害者のスポーツへの取り組みについては、区立体育施設では昭和61年度に、初めてスポーツ指導者に対する講習会を実施したことに始まり、翌年度には、駒場体育館にて障害者を対象とした障害者スポーツ講習会を実施しました。その後、障害者の一般公開利用や福祉工房等の団体による区立体育施設の利用が徐々に増加し、**指定管理者制度***導入前の平成19年度では6,700人であった利用者が、平成26年度には13,305人にまで増加しています。

増加の要因の一つには、区立体育施設の管理運営を担う指定管理者に、障害者を対象としたスポーツ教室や講習会を年に1事業以上実施するよう義務付けたことにより、スポーツ教室等の参加機会が増えたこと、さらには、碑文谷体育館において毎月2回、障害をもつ区民を対象とした一般公開事業を実施したことから、障害者が安心してスポーツを定期的に行う環境が整備されたことがあげられます。

また、社会教育施設の一つである青少年プラザでは、知的障害者(15歳～35歳)を対象にした年5日間のスポーツ事業を毎年実施しています。

このように、障害者の運動やスポーツ活動への取り組みは拡大している一方で、障害者を対象とした事業は単発的なものであり、日常的なスポーツの場や機会としては不十分であることが大きな課題となっています。さらに、障害者がスポーツを行いたいという欲求を持っていても、スポーツの場へのアクセスを支援することが難しいことも、阻害要因の1つと考えられます。



めぐろスポーツまつり 車椅子バスケットボール

③ スポーツ環境の現状と課題

(1) 区内のスポーツ施設

区では区内5地区の生活圏を前提に、計画的に区立体育施設を整備してきており、平成27年度現在、地区体育館5カ所、プール5カ所、庭球場4カ所(ゲートボール場兼用1カ所)、野球場2カ所、サッカー場1カ所となっています。さらに、勤労福祉会館には、卓球室1カ所、洋弓場1カ所を整備しています。現在は、築30年以上となる地区体育館3カ所等、老朽化対策やバリアフリー化等の対応が課題となっています。

区立体育施設においては、平成17年度から開始した**スポーツ施設予約システム**^{*}(スポ・ネット)により、区立体育施設の予約は、自宅のパソコンや携帯電話、区立体育施設等に設置した利用者端末から行えるようになり、利用者の利便性が向上しています。また、区立体育施設を6グループに分け、平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用したサービスの向上と経費の効率的な活用を進めてきました。指定管理者制度の導入は、区立体育施設の利用者拡大に大きな成果をもたらしています。例えば、区内全体のスポーツ教室や講習会への参加者数は、指定管理者制度導入前年の平成19年度では6,665人でしたが、平成26年度は71,063人にまで増加しています。しかしながら施設のキャパシティ(収容能力)には限界があるため、今後は、サービスの質的向上や施設間のサービスの均質化、利用区民の自立的なスポーツの促進、**総合型地域スポーツクラブ**^{*}の育成・支援といった内容までを視野に入れていく必要があります。

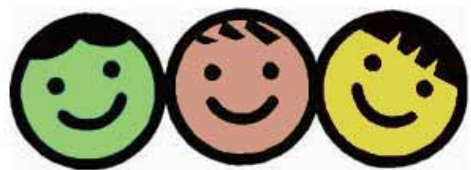
(2) 総合型地域スポーツクラブ

平成7年度から文部科学省によって開始された総合型地域スポーツクラブの育成は、平成24年の国のスポーツ基本計画にも引き継がれ、生涯スポーツ政策の柱となっています。区では中央地区をモデル地区として、平成16年に総合型地域スポーツクラブ スポルテ目黒(以下「スポルテ目黒」という。)が設立され、会員数は平成26年で911人、32種目を実施し、延べ参加者数は38,933人であり、参加者数は年々増加しています。また、平成18年には特定非営利活動法人として東京都の認証を受け、平成20年度よりスポルテ目黒が碑文谷体育館等の指定管理者となっています。

一方、第44回目黒区世論調査(平成26年)では、スポルテ目黒について、活動内容も名前も「知らない」は76.4%、「活動内容について知っている」は8%、「名前を聞いたことがある」13.1%と認知度が低い状況です。地区別にみると、「活動内容について知っている」はスポルテ目黒の活動に参加しやすい中央地区と南部地区が高く、「知らない」は北部地区と東部地区が高い状況です。

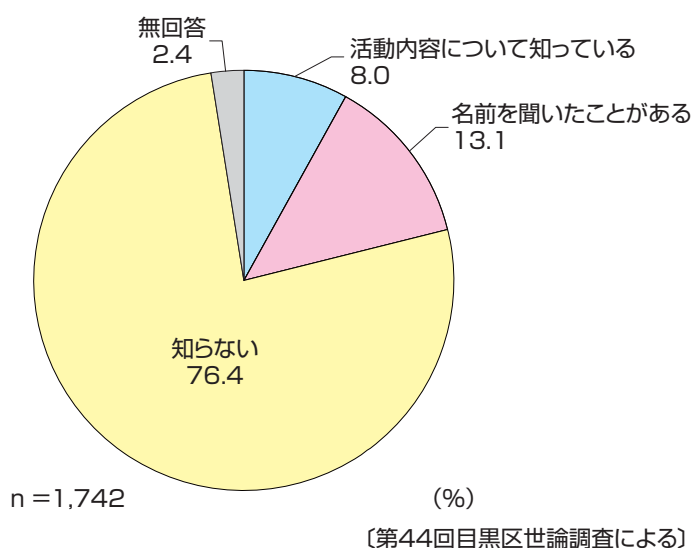


顔の数だけ楽しさ広がる!

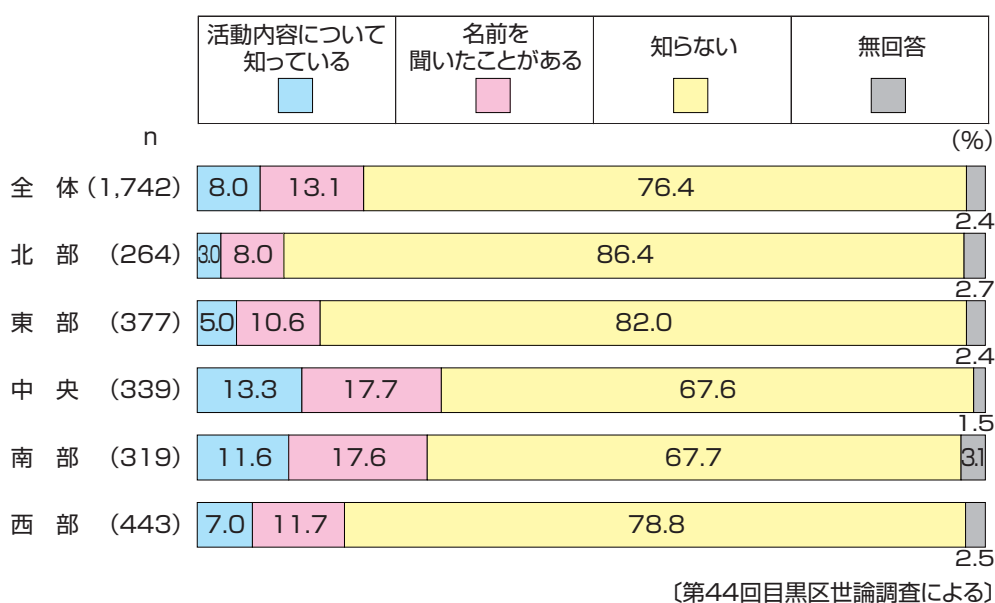


総合型地域スポーツクラブロゴ

図表 1 「総合型地域スポーツクラブ スポルテ目黒」の認知度(全体)



図表 2 「総合型地域スポーツクラブ スポルテ目黒」の認知度(地区別)



国の総合型地域スポーツクラブ政策では、一つの中学校区程度の地域に総合型地域スポーツクラブを設立することを目標としており、日常生活圏のなかでの総合型地域スポーツクラブづくりを目指しています。このため、区民の日常的なスポーツ活動をさらに促進するためには、日常的な活動の場や機会を提供する機能を持つ総合型地域スポーツクラブの全区展開を進めることが課題です。

(3) 学校体育施設の地域開放

区では、昭和40年に校庭を開放してから、学校教育に支障のない範囲で目黒区立学校の施設を順次開放し、区民の生涯学習及びコミュニティ形成の場として活用し、地域におけるスポーツ振興と区民相互の交流促進を図ってきました。平成26年度現在、校庭及び体育館は全小・中学校32校、プール開放は6校が実施し、校庭と体育館は利用状況が年々増加しています。また、教職員の研

修や子どもたちの教育に関する支援を行う、めぐろ学校サポートセンターの体育館と運動場の開放実績は、平成 26 年度は、体育館 445 回、利用者数 10,231 人、運動場 367 回、利用者数 9,109 人となっています。一方で、運動部活動との関係から、中学校の校庭開放（学校ひろば）の実施校が減少したり、安全指導員を配置しなければならない校庭と体育館の個人開放が、参加者が増えず、経費等の見直しにより団体開放に移行しています。

区民にとっては、最も身近なスポーツ活動の場として今後も継続して学校体育施設の開放をすることにより、区民のスポーツ活動の促進を図る必要があります。

図表 3 校庭開放利用状況（開始：昭和 40 年度）

		24 年度	25 年度	26 年度
団体開放	回数	4,695	5,078	4,510
	人数	166,016	173,543	184,399
学校ひろば	回数	2,018	1,966	1,968
	人数	36,200	32,811	36,887

〔平成 27 年度区民生活部概要による〕

図表 4 体育館開放利用状況（開始：昭和 53 年度）

		24 年度	25 年度	26 年度
団体開放	回数	10,641	9,706	10,005
	人数	197,754	184,844	224,484
個人開放	回数	613	579	542
	人数	6,433	5,784	5,551

〔平成 27 年度区民生活部概要による〕

図表 5 プール開放利用状況（事業開始：昭和 55 年度）

	24 年度	25 年度	26 年度
日数	74	72	72
回数	145	134	142
人数	5,184	4,664	4,314

〔平成 27 年度区民生活部概要による〕

（4）スポーツ指導者等

スポーツ指導者等は、一人でも多くの区民が運動やスポーツに親しむための担い手として、重要な存在です。

区では、スポーツ推進委員をはじめ、特定非営利活動法人目黒体育協会（以下「目黒体育協会」という。）及び加盟団体の指導者、総合型地域スポーツクラブや一般公開事業等の指導者、学校開放の安全指導員、またスポーツ広場や地区スポーツ大会、スポーツまつりなどを支える区民のボランティアなどの方々により区民のスポーツ活動が支えられています。そこで区は、平成20年度より「障がい者スポーツ指導員養成講習会」（公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認）、平成24年度より「水上安全法救助員」（日本赤十字社公認）の指導者養成を新たに開始し、また目黒体育協会では平成24年度より学校や団体、個人指導など専門指導を受けたい区民や団体に対しての指導者派遣事業を実施しています。

一方、国のスポーツ基本計画では、スポーツ指導者について、スポーツを「支える（育てる）人」として捉え、現状の問題として、スポーツ団体へのマッチングが必ずしも機能していない、総合型地域スポーツクラブの増加に対する指導者の養成や資質の確保が追いついていないとし、スポーツ推進委員の活動に対しては、総合型地域スポーツクラブの創設や運営への参画、スポーツ活動全般にわたるコーディネート等の取り組みが十分でない面があること、さらに障害者スポーツに見地のあるスポーツ指導者の配置が課題としています。

今後、全地区展開にあわせて総合型地域スポーツクラブ等の運営を担う指導者の育成に取り組むとともに、区民のニーズや地域の活動に応じたスポーツ指導者等の発掘、育成、支援への取り組みを進めることが課題です。

図表6 「障害者スポーツ指導員養成講習会実績」

（公益財団法人日本障害者スポーツ協会公認）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
実施日数	5	5	11	7	7	9	9
受講者数	30	37	28	28	48	46	47

〔平成27年度区民生活部概要による〕

図表7 「水上安全法救助員」（日本赤十字社公認）実績

	24年度	25年度	26年度
実施日数	5	5	5
受講者数	30	45	52

〔平成27年度区民生活部概要による〕

図表8 目黒体育協会指導者派遣可能種目（18種目）

軟式野球	柔道	釣魚	相撲	ソフトテニス	剣道
卓球	弓道	バドミントン	ミニバレー	ライフル射撃	合気道
なぎなた	テニス	ソフトボール	音楽体操	グラウンドゴルフ	ティーボール

〔特定非営利活動法人目黒体育協会事業計画による〕